

第3回盛岡市新市庁舎整備審議会

日時 令和5年7月27日(木)午後1時30分

場所 プラザおでって3階大会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

(1) 審議会の経過について

資料1

(2) 市議会への説明及び意見等について

資料2

3 議 事

(1) 現市庁舎の現状と課題

資料3

(2) 新市庁舎の基本理念と基本方針

資料4

(3) 新市庁舎の規模

資料5

(4) 整備エリア

資料6

(5) 今後のスケジュール

資料7

4 その他

5 閉 会

盛岡市新市庁舎整備審議会委員名簿

(敬称略)

	役職	委員名	役職等
1	会長	倉原宗孝	岩手県立大学総合政策学部教授
2	副会長	福留邦洋	岩手大学地域防災研究センター教授
3	委員	赤坂岳史	公募委員
4	〃	浅沼清一	岩手中央農業協同組合代表理事組合長
5	〃	宇佐美誠史	岩手県立大学総合政策学部准教授
6	〃	落合昭彦	公募委員
7	〃	小山田サナエ	のぞみ設計室代表 (一社)岩手県建築士会理事
8	〃	菊池透	盛岡商工会議所専務理事
9	〃	小枝指好夫	盛岡市町内会連合会会長
10	〃	駒井元	盛岡市玉山地域振興会議委員
11	〃	今野紀子	盛岡市身体障害者協議会副理事長
12	〃	高橋悟	岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室 DX推進専門官
13	〃	中島清隆	岩手大学人文社会科学部准教授

【報告 1】 審議会の経過について

《第 1 回審議会》

- 1 開催日時 令和 5 年 4 月 27 日（木） 14：00～16：30
- 2 開催場所 本庁舎 8 階 807-808 会議室及び各視察場所
- 3 出席委員 11 名（欠席 2 名）
- 4 会議の概要
委員への委嘱、会長及び副会長の選任を行った後、審議

(1) 議事

ア これまでの検討経過

- ・新市庁舎構想検討会議報告書
- ・新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会意見書

イ 今後の会議の進め方について

- ・スケジュール
- ・基本構想の構成

ウ 主な意見

- ・誰もがアクセスしやすいこと、また、しっかりと用務を済ませられることが大事である。
- ・立地場所に関わらず、市庁舎は防災拠点機能を担保する必要がある。
- ・国内外を問わず、市役所のあり方や地域に対する付加価値などの情報があれば、資料として提供いただきたい。
- ・すべての人の生活が安全安心であるべきであり、その視点での議論が必要である。
- ・本庁舎だけではなく、分庁舎や地域の人にも利用する支所を含めた庁舎機能として考えていかなければならない。

(2) 現地視察

次のルートにより現地視察を行った。

- ア 本庁舎本館及び別館 5 階（保健福祉部）
- イ 正面駐車場及び庁舎裏駐車場（平面駐車場及び立体駐車場）
- ウ 本館 1 階（ホール及び市民登録課）
以後バスにて、
- エ 保健所庁舎
- オ 若園町分庁舎周辺
- カ 愛宕町分庁舎
- キ 内丸エリア
- ク 盛岡駅西エリア
- ケ 盛南エリア

《第2回審議会》

- 1 開催日時 令和5年6月28日（水） 13:30～15:35
- 2 開催場所 盛岡市勤労福祉会館4階401-402会議室
- 3 出席委員 10名（欠席3名）
- 4 会議の概要

(1) 報告

- ア 審議会の経過
- イ 市議会への説明及び意見等
- ウ（仮称）内丸プランについて

(2) 議事

- ア 現市庁舎の現状と課題
- イ 新市庁舎整備の機能（基本方針）
- ウ 新市庁舎整備の理念
- エ 今後のスケジュール

【主な意見】

《現市庁舎の現状と課題について》

- ・ 今の課題だけでなく、市庁舎の建設時期を見据え、社会の変化を加味した課題も整理する必要がある。
- ・ 現状の課題から新市庁舎の方向性を整理しつつも、将来の社会変化に対応するための修正方法等について、整理する必要がある。

《新市庁舎整備の機能（基本方針）・理念について》

- ・ 「盛岡のシンボル」とは、単に建築物ではなく、多面的に色々な部分がかみ合い、全体として「盛岡らしさ」が見えてくることで、「シンボル」になっていくのではないか。
- ・ 窓口については、対面を望む年齢層と、来庁せずに済ませたい年齢層があり、多様な選択肢に対応できる機能が必要である。
- ・ 本庁舎だけでなく、分庁舎などを含めた中で市庁舎の機能を決めたほうがよい。
- ・ 市役所は来なくて済むことが基本である。人が集まる機能などは、二次的な要素であり、余裕があれば配慮すればよいのではないか。
- ・ 行政の範囲を超えた相談者や来庁者がおり、多角化しているため、新たな活力を生むためにもそういった人を排除しない市役所であってほしい。
- ・ 良質な市民サービスのためにも、職員の執務環境を考慮するべきである。
- ・ 公共的団体が使用できるスペースの確保や関係団体との合築について検討されたい。
- ・ 防災機能は、充実させるほどコストがかかる。少なくともしっかりとした災害対策本部機能は必要であり、それ以外の機能は、全体の中でコストを含め整理していくべき。また、災害時の情報発信機能も検討すべきである。
- ・ 新市庁舎整備基本構想で用いる、理念、基本方針、機能といった用語の定義を整理する必要がある。
- ・ 市庁舎整備の方針は、市の計画や方針と整合性を図る必要がある。

【報告 2】市議会への説明及び意見等について

1 市議会への説明

会議名	市議会全員協議会
開催日時	令和 5 年 7 月 18 日 (火) 10:00 ~ 12:00
場 所	本庁舎別館委員会室
協議事項	新市庁舎整備の検討状況等について

2 説明内容（協議事項等）

別紙資料 2-1 「全員協議会資料」参照

3 市議会からの主な意見等

【防災】

- ・ 防災対策は重要であり、リスク分散の観点から、県庁との分散配置についても検討するべきである。
- ・ 本庁舎が被災した際に、都南分庁舎が災害対策本部の代わりになることを考慮するべきである。
- ・ 整備エリアの比較評価項目については、優先順位があるべきで、防災対策など市役所でなければならないことを優先するべきである。

【整備エリア】

- ・ 実現可能性を含めて詳細に評価するためにも、エリア内の具体的な場所を示す必要がある。
- ・ 市役所は賑わい施設でもあるため、経済効果という指標を設けるべきである。
- ・ DXでは対応できない相談業務や福祉団体等との連携を考慮すると、市役所と関連機関は近接していたほうがよい。
- ・ 中心市街地活性化について、これまで時間をかけて議論してきたことを踏まえながら検討するべきである。
- ・ 評価項目については、項目や評点の方法によって結果が変わるため、客観的な指標に基づいた、議員や市民による議論の積み重ねにより合意形成を図る必要がある。

【機能】

- ・ 分庁舎のあり方について、整備場所と関連付けながら、市民の利便性という視点から検討するべきである。

【今後の検討のあり方】

- ・ 旧都南村との合併協定書や3つの整備エリア候補になった経緯について、当該地域の住民のほか、それ以外の市民への説明が必要である。
- ・ 合併協定書は重く受け止めるべきで、もし盛南以外のエリアとなる場合は、市民への説明が必要である。
- ・ 合併協定書を尊重しつつも、時代の変化に対応する柔軟さも必要である。
- ・ 公表しているスケジュールにこだわらず、整備エリアについて議論を尽くし、市民の合意形成を図る必要がある。
- ・ 若い世代やこれからの子供たちのために、将来の負担が少ない庁舎整備とすべきである。

新市庁舎整備の検討状況等について

令和5年7月18日

総務部

1 趣旨

新市庁舎整備について、検討状況と今後の進め方について説明するもの。

2 新市庁舎整備審議会での調査審議

(1) 第2回審議会の状況

- ・開催日時 令和5年6月28日 午後1時30分～3時35分
- ・内 容 現状と課題のほか、基本理念及び基本方針、機能について、調査審議を行った。

【委員からの主な意見等】

- ・今の課題だけでなく、市庁舎の建設時期を見据え、社会の変化を加味した将来の課題も整理する必要がある。
- ・本庁舎だけでなく、分庁舎などを含めた中で市庁舎の機能を決めたほうがよい。
- ・「盛岡のシンボル」とは、単に建築物ではなく、多面的に色々な部分がかみ合い、全体として「盛岡らしさ」が見えてくることで、「シンボル」になっていくのではないかと。
- ・窓口については、対面を望む年齢層と、来庁せずに済ませたい年齢層があり、多様な選択肢に対応できる機能が必要である。
- ・防災機能は、充実させるほどコストがかかる。少なくともしっかりとした災害対策本部機能は必要であり、それ以外の機能は、全体の中でコストを含め整理していくべき。また、災害時の情報発信機能も検討すべきである。

(2) 審議会日程（変更となる場合があります。）

	開催日	審議事項等
第1回	令和5年4月27日	会長等の選出、新市庁舎整備基本構想について諮問等
第2回	令和5年6月28日	現状と課題①、基本理念及び基本方針、機能①
第3回	7月27日	現状と課題②、基本理念及び基本方針、機能② 規模①、整備エリア①
第4回	8月28日	規模②、整備エリア②、事業費及び財源①
第5回	9月27日	整備エリア③、事業費及び財源②、事業手法
第6回	10月下旬	整備エリア④、答申（素案）
第7回	11月中旬	答申（案） ※11月末に市長へ答申
第8回	令和6年1月中旬	パブリックコメントの状況、基本構想(案)の修正
第9回	2月上旬	基本構想(案)の確認

3 新市庁舎整備基本構想策定に向けた検討

基本構想の構成要素として想定している主な項目は、次のとおり。

なお、市議会からの意見のほか、令和4年度に開催した新市庁舎のあり方に関する「市民会議」及び「有識者等懇話会」での意見、「有識者等懇話会意見書」（令和5年2月）の内容を踏まえながら、

他都市の事例等も参考に検討を進めていくものとする。

- (1) 現状と課題・・・現市庁舎の状況と課題を整理するもの。

＜検討のポイント＞

- ・現状での課題に加え、将来的に想定される課題についても整理する。

- (2) 基本理念・基本方針・・・新市庁舎整備のコンセプトとして、新市庁舎に求められる姿や整備方針を示すもの。

＜検討のポイント＞

- ・市総合計画のまちづくりの目標をはじめ、まちづくり等に関する市の計画との関連性、まちづくりへの影響などを踏まえながら、本市にふさわしく、新市庁舎整備の目的や、将来を見据えた、新市庁舎のあるべき姿を分かりやすくイメージできるものとする。

- (3) 機能・・・基本理念や基本方針を踏まえ、新市庁舎に必要な機能を示すもの。

＜検討のポイント＞

- ・市庁舎に備える機能（ソフト・ハード）について、行政サービスの将来見通しとニーズ、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要性や優先度・重要度などを整理する。
- ・市民の利便性を基本に、機能付加、拡大するだけでなく、現在の機能のあり方を含め検討する。

- (4) 規模・・・新市庁舎に必要な規模を示すもの。

＜検討のポイント＞

- ・庁舎面積について、分庁舎及び部署等の集約、窓口のあり方、執務スペースの基準、DXの影響来庁者の動向、職員の働き方などから整理する。
- ・敷地面積について、都市計画上の制限（容積率、建ぺい率など）、駐車台数（来庁者用・公用車用）などから整理する。

- (5) 事業手法、事業費・・・新市庁舎整備の事業手法や事業費を示すもの。

＜検討のポイント＞

- ・事業手法について、従来手法に加え、PPP/PFI等の民間活力の活用のほか、合築や複合施設整備の可能性を検討する。
- ・事業費について、整備事業費やライフサイクルコストを把握し、財源の検討を行う。

- (6) 整備エリア・・・整備エリアの比較検討を行い、新市庁舎の整備エリアを示すもの。

＜検討のポイント＞

- ・内丸、盛岡駅西、盛南の3つのエリアを中心（「有識者等懇話会意見書」（令和5年2月）より）に、客観性、納得性及び実現可能性を踏まえた整備エリアの比較検討、選定を行う。

[主な比較評価項目（例示）]

- A：まちづくりへの影響（上位計画・都市計画、周辺環境への影響、周辺施設との連携）
- B：市民利便性（交通アクセス（公共交通・歩行者環境、自動車交通））
- C：災害リスク・防災拠点性（洪水、地震・液状化、火山噴火、災害対応・防災拠点）
- D：敷地配置（敷地ゾーニング、駐車場配置・動線計画）
- E：事業への影響（事業費、財源、事業スケジュール）

- (7) スケジュール・・・基本構想策定後の新市庁舎の整備スケジュールを示すもの。

＜検討のポイント＞

- ・庁舎整備に係る今後のプロセスや、想定されるスケジュールを整理する。

4 基本構想策定スケジュール

<令和5年度>

令和5年4月	第1回審議会（新市庁舎整備基本構想（案）の諮問等） （以降、審議会での調査審議）
5月以降	全員協議会（5/18、7/18、以降も複数回を予定）
11月	審議会から基本構想（案）の答申
12月	パブリックコメント
令和6年1月	全員協議会
3月	市長決裁により「新市庁舎整備基本構想」策定

<令和6年度以降>

新市庁舎整備基本計画の策定、基本・実施設計、建設工事、供用開始

庁舎整備事例【東北6県 県庁所在地】

	青森県青森市	秋田県秋田市	宮城県仙台市	山形県山形市	福島県福島市
人口 (R5.4.1)	269,905人	300,257人	1,094,520人	242,924人	275,483人
供用開始	R2.1.6 (基本構想 (なし) 基本計画 H25.5(H26.6改定) 工事期間 H29.12~R1.9)	H28.5.6 (基本構想 H23.3 基本計画 — 工事期間 H25.12~H28.4)	R10 (予定) (基本構想 H30.8 基本計画 R2.7 工事期間 R6~R12)	S59 (基本構想 — 基本計画 — 工事期間 S56.7~S59.10)	H23.1 (東棟) (基本構想 H14.3 基本計画 (なし) 工事期間 H20.11~H22.10)
事業費 (用地取得費を 含まない金額)	33億円	136億円	385億円 (予定)	112億円	89億円
規模	敷地面積 13,180㎡ 建築面積 2,659㎡ 延床面積 6,906㎡ 階数 地上3階、地下1階 分庁舎の状況 既存庁舎維持 駐車台数 来庁者 32台 公用車 1台 ※当初本庁舎への移転を想定 していた部署の多くを既存商 業施設に移したことから、他 市に比べて事業費や規模が小 さくなっている。	敷地面積 25,850㎡ 建築面積 5,677㎡ 延床面積 30,965㎡ 階数 地上6階、地下1階 分庁舎の状況 新庁舎集約 駐車台数 来庁者 470台 公用車 154台	敷地面積 14,595㎡ 建築面積 6,700㎡ 延床面積 62,000㎡ 階数 地上15階、地下1階 分庁舎の状況 新庁舎集約 駐車台数 来庁者 140台 公用車 180台	敷地面積 11,751㎡ 建築面積 5,148㎡ 延床面積 31,531㎡ 階数 地上11階、地下1階 分庁舎の状況 — 市役所正面に市営駐車場 421台有り	敷地面積 9,381㎡ 建築面積 3,619㎡ 延床面積 27,226㎡ 階数 地上10階 分庁舎の状況 — 駐車台数 来庁者 300台 公用車 敷地外
財源	・住宅建築物安全ストック形 成事業補助金 ・緊急自然災害防止対策事 業債 ・合併特例債 ・二酸化炭素排出抑制対策事 業費等補助金	・社会資本整備総合交付金 ・庁舎建設基金 ・合併特例債 ・その他起債 ・一般財源	・市庁舎整備基金 ・起債 (予定)	—	・市民公募債 ・庁舎整備基金
事業手法	従来方式	従来方式	従来方式	従来方式	従来方式
整備手法	同一敷地での建替	移転新築 (隣接地)	同一敷地での建替	—	移転新築 (隣接地)

	青森県青森市	秋田県秋田市	宮城県仙台市	山形県山形市	福島県福島市
整備コンセプト	<p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強く人と環境に優しい市民のための四季あずましい市役所 <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民サービスの向上を図り、ワンストップサービス等の窓口機能を実現する庁舎 (2) 防災拠点施設として、安心・安全な庁舎 (3) ユニバーサルデザインに配慮した、来庁者にやさしい庁舎 (4) 将来にわたり、機構改革等にも柔軟に対応できる庁舎 (5) 地球温暖化など、環境に優しい庁舎 (6) 市民が、あずましく利活用できる庁舎 (7) 安全に配慮したセキュリティを備えた庁舎 	<p><基本理念></p> <p>(なし)</p> <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民に親しまれ、市民サービスの向上を実現する、人にやさしい庁舎 (2) 防災拠点となる、市民に安全・安心な庁舎 (3) 環境共生に取り組む地球にやさしい庁舎 (4) 秋田の地域性を生かし、周辺環境と調和した庁舎 (5) 今ある資産を活用し、長く使い続けられる庁舎 	<p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民とともに、まちとともに、新たな時代に向けてチャレンジする市庁舎 <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) まちづくり・賑わい・協働 (2) 災害対応・危機管理 (3) 利便性 (4) 持続可能性・環境配慮 	<p>(公表されている建替計画なし)</p>	<p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、街なか、広域に開かれた市役所づくり <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民参加・市民交流の促進 (2) 21世紀の行政事務の実現 (3) 安心・安全の拠点づくり (4) ユニバーサルデザインと環境共生への取り組み (5) 街なかにふさわしい生活環境の回復と創造 (6) 広域連携の拠点づくり
特色	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフイベントに起因する手続きについて、総合窓口を設置し、専門的に案内する職員「フロアマネージャー」を配置 ・駐輪場にマンホールトイレを設置できるよう設計 ・1階ロビーと屋外広場を一体的に利用可能とする開口部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・2、3階に多目的ホールや子育て交流ひろば等の市民サービスセンターの設置 ・秋田杉を使用した庇（ひさし）の設置 	<p>(実施設計中のため、詳細データなし)</p> 	<p>—</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口部門を1、2階に集約し、「フロアマネージャー」を配置 ・吹き抜け空間「エコシャフト」を設置し、自然換気による消費エネルギー削減 

庁舎整備事例【中核市 令和元年度以降供用開始（予定含む）主な例】

	北海道旭川市	埼玉県川口市	岐阜県岐阜市	長崎県長崎市	宮崎県宮崎市
人口（R5.4.1）	322,527人	604,894人	401,294人	395,591人	397,447人
供用開始	R5.11（予定） 〔基本構想 H28.3 基本計画 H29.1 工事期間 R2.4~R5.8（予定）〕	R2.5.7（1期棟） 〔基本構想 H27.2 基本計画 H27.8 工事期間 H30.1~R7.6〕	R3.5.6 〔基本構想（なし） 基本計画 H26.7 工事期間 H30.5~R3.3〕	R5.1.4 〔基本構想（なし） 基本計画 H26.2(H28.11改定) 工事期間 R1.7~R4.12〕	R12（予定） 〔基本構想 R5.3 基本計画 策定中 工事期間 未定〕
事業費 （用地取得費を 含まない金額）	138億円（予定）	200億円（予定）	238億円	251億円（予定）	298～329億円（予定）
規模	敷地面積 9,958㎡ 建築面積 3,561㎡ 延床面積 24,598㎡ 階数 地上9階、地下1階 分庁舎の状況 新庁舎集約 （一部除く） 駐車台数 来庁者 314台 公用車 56台	※1期棟+2期棟 敷地面積 5,575㎡+8,650㎡ 建築面積 2,940㎡+5,660㎡ 延床面積 20,014㎡+23,883㎡ 階数 地上9階、地下1階 +地上6階 分庁舎の状況 新庁舎集約 （一部除く） 駐車台数 来庁者50台、公用 車50台+来庁者267台	敷地面積 20,187㎡ 建築面積 5,744㎡ 延床面積 39,504㎡ 階数 地上18階 分庁舎の状況 — 駐車台数 来庁者 381台 公用車 — 台	敷地面積 6,710㎡ 建築面積 4,022㎡ 延床面積 51,747㎡ 階数 地上19階、地下1階 分庁舎の状況 新庁舎集約 駐車台数 来庁者 180台 公用車 敷地外	敷地面積（未定） 建築面積（未定） 延床面積 41,000㎡（想 定） 階数 地上12階 分庁舎の状況 — 駐車台数 来庁者 364 台 公用車 178 台
財源	・市町村役場機能緊急保全事業債 ・庁舎建設整備基金	・庁舎整備基金 ・庁舎建設事業債	・庁舎整備基金等 ・国庫補助金、県補助金 ・合併特例債、緊急防災・減災事業債、中心市街地活性化等特別対策債、公共事業等債、一般単独事業債 ・負担金 ・一般財源	・市庁舎建設整備基金 ・国庫補助 ・公共施設等適正管理推進事業債 ・上下水道局負担金	未定
事業手法	従来方式	従来方式	従来方式	従来方式	未定
整備手法	同一敷地での建替	移転新築（隣接地） +同一敷地での建替	移転新築 ※同一エリア内移転（470m）	移転新築 ※同一エリア内移転（260m）	同一敷地での建替

庁舎整備事例【中核市 令和元年度以降供用開始（予定含む）主な例】

	北海道旭川市	埼玉県川口市	岐阜県岐阜市	長崎県長崎市	宮崎県宮崎市
整備コンセプト	<p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用しやすい庁舎 (2) 親しまれる庁舎 (3) まちづくりの中心となる庁舎 (4) 機能的・効率的な庁舎 (5) 独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会 (6) 安全・安心な庁舎 (7) 人にやさしい庁舎（社会環境） (8) 地球にやさしい庁舎（自然環境） 	<p><基本理念></p> <p>（なし）</p> <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民が利用しやすく親しみやすい庁舎 (2) 災害対策拠点として安心・安全な庁舎 (3) すべての人に優しい庁舎 (4) 環境に配慮した庁舎 (5) 社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎 (6) 「ものづくり」の歴史を伝え地場産業の発展に貢献する庁舎 	<p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に親しまれ、長く使い続けることを前提とした庁舎 <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 窓口サービスなどの利便性等の向上 (2) 周辺環境との調和、環境負荷の低減 (3) 非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点としての機能強化 (4) 執務環境の柔軟性・効率化 (5) セキュリティ対策、電子情報保護対策の強化 (6) ライフサイクルコストの縮減 	<p><基本理念></p> <p>（なし）</p> <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎 (2) まちの活性化に貢献する庁舎 (3) 人と環境にやさしい庁舎 (4) 市民の安心・安全な暮らしを支える庁舎 (5) 市民への円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎 (6) 経済的で柔軟性のある庁舎 	<p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能なまちづくりを支える機能的な庁舎 <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民に快適なサービスを提供する庁舎 (2) 市民の安全・安心を守り続ける庁舎 (3) 職員の生産性の高い働き方を実現する庁舎 (4) カーボンニュートラルの実現を牽引する庁舎 (5) 適正なコストにより整備・維持管理できる庁舎
特色	<ul style="list-style-type: none"> ・市有木材を天井、壁、家具等に使用 ・市民活動のための会議室、多目的スペースの設置 ・地元製品や特産品の紹介コーナーの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域（4m）での整備 ・1期棟及び2期棟をペDESTリアンデッキで接続、浸水想定(4m)を超える高さ(5m)にデッキを設置 ・各階を移動移動しやすいよう、吹抜空間を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップの総合窓口の設置、コンシェルジュや案内スタッフの配置 ・マイナンバーカードを活用した申請受付システムの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・2階に子育て関係フロアを集約し、中央にキッズスペースの設置 ・平日の夜間や休日も利用可能な市民スペースの設置 	<p>※基本計画策定中のため、詳細データなし。</p> 

【議事 1】現市庁舎の現状と課題（事務局素案）

現市庁舎の現状と課題（事務局素案）（資料 3）について

【本資料の位置付け】

- 1 本資料は、「現市庁舎の現状と課題」について審議いただくための事務局素案です。
- 2 素案は、新市庁舎構想検討会議報告書（令和 4 年 2 月）※の P15～P19「現市庁舎における現状と課題の整理」を基としています。
- 3 これに、令和 4 年度に開催した新市庁舎のあり方に関する「市民会議」と「有識者等懇話会」の意見を踏まえ、追記・修正をしたものです。（下線箇所）

【調査審議のポイント】

- ・現状や課題についての項目設定の適正性
- ・分析内容や表現

【今後の進め方】

調査審議いただいた事項を踏まえ、事務局において修正するとともに構成及び内容等を調整します。その後、審議会の最終確認を経て、「新市庁舎整備基本構想（案）」として、審議会の答申とします。

※新市庁舎構想検討会議

令和 2 年 7 月に新しい市庁舎のあり方について調査検討を行うことを目的として設置した、副市長を座長とする関係部長等で構成する庁内の検討組織。令和 4 年 2 月に報告書を取りまとめ、その後も継続して会議を開催しており、審議会で審議する事項等は、事前に当該会議で協議を経たものである。

1 現市庁舎の状況

現市庁舎は、竣工後 60 年が経過した本庁舎本館のほか、本庁舎別館、愛宕町分庁舎、内丸分庁舎など 8 か所に分散しています。

区分	本庁舎		愛宕町分庁舎	内丸分庁舎	若園町分庁舎	保健所庁舎	都南分庁舎	玉山分庁舎	
	本館	別館							
竣工年度	S37.10 (1962)	S59.3 (1984)	S49.3 (1974)	S53.6 (1978)	S55.3 (1980)	S57.3 (1982)	S60.6 (1985)	S62.5 (1987)	
敷地面積 (㎡)	3,815.96	1,728.85 (借地)	4,066.64	966.54	630.96	1,183.33	12,091.56	13,385.56	
建築面積 (㎡)	1,441.24	648.69	—	548.40	427.77	—	1,795.76	1,561.71	
延床面積 (㎡)	9,834.94	5,872.92	956.27	2,649.26	1,528.04	5,475	6,092.14	4,548.25	
階数	地下	1	1	0	0	1	1	1	0
	地上	8	8	2	6	5	9	4	3
構造	SRC	SRC	SRC	SRC	RC	SRC	SRC	SRC	
経過年数	60年	39年	49年	44年	43年	41年	37年	35年	
残存年数	9～14年 (R14～R19)	11年 (R16)	1年 (R6)	5年 (R10)	7年 (R12)	9年 (R14)	12年 (R17)	14年 (R19)	
耐震の状況	H22～H25改修	新基準	対象外	H12改修	H25診断済	H19改修	新基準	新基準	
職員数	839人		33人	104人	139人	213人	275人	78人	
職員一人当たりの面積 (㎡)	18.7		29.0	25.5	11.0	25.7	22.2	58.3	
主な配置状況	市長公室・総務部・財政部・市民部・交流推進部・保健福祉部・建設部・議会事務局		管財課等の分室(運転技士執務室)	保健福祉部	環境部・商工労働部・農林部	子ども未来部・保健所	都市整備部・教育委員会・農業委員会・監査委員事務局・都南総合支所	玉山総合事務所	

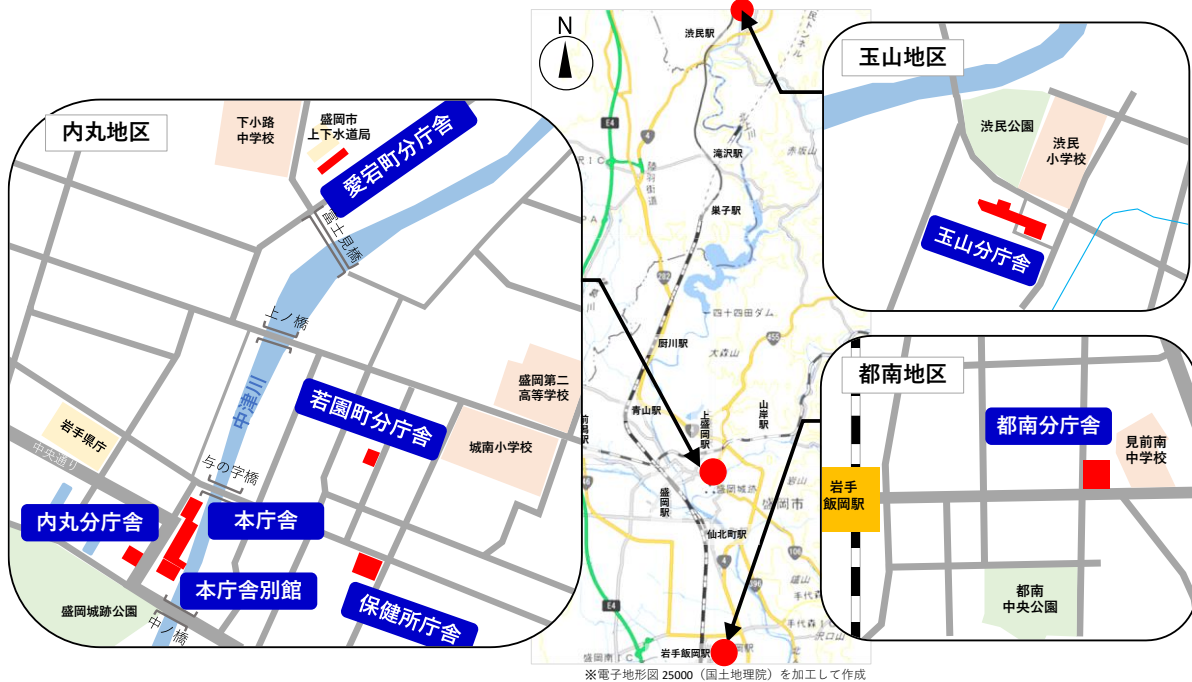
※各種数値は、令和 5 年 4 月 1 日時点のもの。(精査中のため暫定値)

※「耐震の状況」のうち、「新基準」とは、昭和 56 年の建築基準法改正後に建設した庁舎であり、当該法改正による新しい耐震基準を満たしたものである。また、「改修」とは、新しい耐震基準に適合するよう改修したもの、「診断済」とは、耐震診断の結果改修の必要がないと判定されたもの、「対象外」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断の対象外(2階建て)となるものである。

※「残存年数」とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に基づく耐用年数から算出したものである。なお、本庁舎本館は、平成 22 年度から 25 年度にかけて耐震補強改修工事を実施し、耐用年数を 20 年から 25 年の延伸をした。

2 現市庁舎の配置

本庁舎及び各分庁舎の配置状況は、下図のとおりです。



3 現市庁舎整備の経緯

本市では、旧庁舎の老朽化や狭隘等に伴い昭和 37 年に**本庁舎本館**を整備したほか、公用車車庫及び管理棟として昭和 49 年に**愛宕町分庁舎**を設置しました。その後、昭和 57 年に総合福祉センターの整備に合わせて隣接する土地を高度利用するため、身体障害者福祉センターとの複合施設として**若園町分庁舎**を整備しました。また、業務量の増加により庁舎が狭隘になったことから、昭和 59 年に敷地を借り受けた上で**本庁舎別館**を増築しました。

その後、平成 20 年の盛岡市保健所開設に伴い、平成 18 年に岩手県競馬組合から「(旧)競馬会館」の土地建物を購入し**保健所庁舎**としたほか、平成 24 年に本庁舎の補完機能を持たせるため本庁舎と近接していた旧農林中金ビルを取得し**内丸分庁舎**としました。このほか、都南村及び玉山村との合併により、平成 4 年に**都南分庁舎**、平成 18 年に**玉山分庁舎**を設置しました。

4 現市庁舎の課題

(1) 市庁舎の老朽化

本庁舎本館は、平成 19 年度に実施した耐震診断（3 次診断）において、「耐震性能に疑問がある。」との判断がされたため、平成 22 年度から 25 年度にかけて、鉄骨ブレース増設やコンクリート補強壁を併設する耐震補強及び改修工事を実施し、すべての階において判定値を満たし、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされました。このように、耐震性については、一定の評価が出されたものの、昭和 30 年代の古い設計の建築物であるため、同時に設置した設備の劣化は深刻であり、特に各種配管等の設備の老朽化が著しく、大規模な漏水が発生していたことから、平成 24 年度から 26 年度にかけて改修工事を実施しました。

本庁舎別館は、建築基準法に基づく新耐震基準（昭和 56 年）により建設された建物ですが、本館同様に各種配管等の設備の老朽化が進んだため、平成 30 年度から令和元年度にか

けて改修工事を実施しました。

このほか、本庁舎本館及び別館ともに、老朽化により修繕を要する設備が多く、近年は、空調、電気等の設備修繕や傷んだ外壁の補修などを実施したものの、耐用年数である17年を超えて30年間使用している本館エレベーター設備などの更新が未対応のものが多い上に、設備によってはメーカーの補修部品が製造停止になるなど、今後の修繕が困難な状況になっています。また、老朽化を要因とした全体的な建物の雰囲気についての指摘があります。

(2) 市庁舎の分散

本市では、本庁舎のほか、都南分庁舎、玉山分庁舎、若園町分庁舎、内丸分庁舎等複数の庁舎で業務を行っています。そのため、来庁者にとっては、窓口の配置等が分かりにくく、目的に応じてそれぞれの窓口を渡り歩く必要があるほか、職員にとっては、WEB会議や電子決裁を活用しているものの、対面による会議や決裁など業務のための庁舎間移動が依然として多く、業務が非効率となっている部分があります。

(3) 市庁舎の狭隘

市庁舎のうち、本庁舎は、職員一人当たりの面積が18.7㎡と、総務省地方債同意等基準運用要綱に基づく面積算定基準（以下「面積算定基準」という。）等から算出した面積である23.1㎡に比べ、狭隘な執務スペースとなっています。

なお、新市庁舎整備の際は、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等により、面積算定基準よりも執務スペースが小さくて済む可能性があることに留意する必要があります。

また、職員の利用する執務室や会議室、共用部分の通路のほかに、市民が利用する各種窓口や待合スペース、多目的ホール等の広さが十分に確保できておらず、誰もが利用しやすい庁舎としての機能は高いとは言えない状況です。

(4) 防災機能の懸念

本庁舎は、0.5メートルから3メートル未満の洪水浸水想定区域内（基準値は、明治橋地点上流域における2日間総雨量が313ミリに達したとき。）に立地しており、さらに、本庁舎の東側（裏側）は、洪水災害の際に河岸浸食による家屋倒壊等の危険があるため、早期の立退き避難が必要とされている区域です。また、近年、全国各地で線状降水帯の発生などで豪雨による水害が頻発しており、水害に向けた備えが必要な状況です。

防災対策として、官公署への電力設備の復旧を可能な限り優先する旨の協定を電力会社と締結しているものの、仮に、地下に設置している電力供給設備や非常用自家発電設備が浸水した場合は、電気の供給が停止する恐れがあります。

なお、地下の当該設備が停止した場合でも、太陽光発電設備により、災害対策本部（災害発生時に本庁舎別館4階に設置）への電力は供給されますが、本部以外の電気の供給が断たれるため、防災機能拠点として十分な機能を維持できるとは言えない状況です。

また、本庁舎は耐震性については一定の評価が出されているものの、免震構造にはなっておらず、地震発生時には建物が激しく揺れるため、書庫の転倒や照明器具の落下などが生じ

ることで、人身事故が発生する可能性や事務継続が困難になる可能性があります。

■盛岡市防災マップより抜粋



(5) 駐車場の不足

市庁舎がある地区は、行政、金融、医療等の都市機能集積地区であり、自動車、自転車、歩行者の各交通手段とも交通量が多く、非常に混雑しやすい地区ですが、特に安全性の観点から令和3年11月に中津川沿いの石垣に面した駐車場区画を縮小したこともあり、駐車可能台数が限られているため、時期によっては、市庁舎駐車場に入りきれない入庫待ちの車両により市役所前の道路交通に影響を与えている状況となっています。また、駐車場の入り口自体が分かりにくいという指摘もあります。

なお、立体駐車場は、昭和59年3月に竣工した施設であることから、経年劣化が著しく、設備の不具合が頻繁に起こるため、改修工事や部品交換等に経費を要している状況です。

(6) ユニバーサルデザインへの対応

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力の違い等に関わりなく、すべての人や可能な限り多くの方が支障なく快適に利用できるように、製品、建物、空間、環境等様々なものをはじめからデザインするという考え方ですが（「まちづくりユニバーサルデザインガイドブック（岩手県土木整備部）」より。）、現市庁舎は、案内表示が分かりにくく、様々な国籍の外国人や障がい者にとって不便といった指摘があり、ユニバーサルデザインの考え方に十分に対応しているとは言えません。

(7) 現市庁舎の維持管理経費

現市庁舎（本庁舎及び分庁舎）は、各設備の老朽化が著しく、改修工事や各種修繕に多

額の経費を要しているほか、本庁舎別館は敷地を借りているため借地料が発生しており、多額の維持管理経費が発生しています。また、複数の分庁舎に分散しているため、光熱水費のほか警備、清掃等に係る委託費用や施設維持に係る設備の定期的な更新費用、修繕費用等がそれぞれかかっている状況です。

(現市庁舎の現状と課題の整理)

項目	現状	課題
(1) 市庁舎の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備の老朽化 ・修繕等の未対応 ・調達部品等の入手困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・設備の更新 ・メンテナンスを考慮した設備等の導入
(2) 市庁舎の分散	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、来庁者の非効率 ・施設維持管理費の非効率 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能の集約 ・利便性に配慮した部署の配置
(3) 市庁舎の狭隘	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室、会議室等の不足 ・窓口、多目的ホールの狭隘 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な面積の確保 ・フレキシブルに活用できるスペースの確保
(4) 防災機能の懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内の立地 ・浸水時の電源供給設備の不備 ・免震構造非対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクに配慮した整備 ・免震対応
(5) 駐車場の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車可能台数の不足 ・立体駐車場の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な駐車可能台数の整備 ・維持管理を考慮した駐車場の設置 ・公共交通利用の促進
(6) ユニバーサルデザインへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインへの不十分な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに対応した設計
(7) 現市庁舎の維持管理経費	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事や修繕経費の発生 ・光熱水費や施設管理業務の非効率 	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスを考慮した設備等の導入 ・分庁舎の集約

【議事 2】新市庁舎の基本理念と基本方針（事務局素案）

新市庁舎の基本理念（事務局素案）（資料4）について

【本資料の位置付け】

- 1 本資料は、「新市庁舎の基本理念」について審議いただくための事務局素案です。
- 2 「理念」は庁舎整備全体に係る基本コンセプトであり、新市庁舎に求められる姿を示すものです。
- 3 基本理念（事務局素案）は、令和4年度に開催した「新市庁舎のあり方に関する市民会議」において、「こんな市庁舎だったらいいな」をテーマに話し合い、5つのグループから新市庁舎のコンセプトが提案されたものから、総合的に取りまとめ、仮設定をしたものです。

《5つのコンセプト》

- 1 歴史・文化・自然が優しさを育む『幸せ創造拠点』
- 2 新しい/優しい/安心/デザイン
- 3 おでんせ！誰もが使いやすく開かれた市庁舎
- 4 人に優しい・人が潤う・ひらけた街
- 5 100年先のシンボルとしての市庁舎

【調査審議のポイント】

- ・コンセプトの捉え方
- ・ワードの使い方

【今後の進め方】

調査審議いただいた事項を踏まえ、事務局において修正します。その後、審議会の最終確認を経て、「新市庁舎整備基本構想（案）」として、審議会の答申とします。

※ 基本理念については、今後の調査審議により、見直しも想定しています。（本日の審議会が最終決定ではなく、今後の調査審議の中で、振り返ってご意見をいただく機会を予定しています。）

1 基本理念

新市庁舎に求められる姿を示すものとして、次のとおり基本理念を定めます。

「幸せ創造のためのまちづくり拠点であり続ける庁舎」（仮設定）

【基本理念の説明】

市民が求める「幸せ」はそれぞれ異なるものですが、市は市民が幸せを実感し、その幸せを育んでいく役割を持っています。「幸せ」には、生活の豊さだけでなく、利便性や安全・安心といった意味も込められています。市庁舎は、そのための「拠点」として、多様な主体との協働・連携による、まちづくりのためのハブ（中心、よりどころ、つなぎ役、けん引役）として、時代が移り、社会が変化しても、将来にわたって（100年先も）持続していくことを意識した理念としました。

新市庁舎の基本方針（事務局素案）（資料4）について

【本資料の位置付け】

- 1 本資料は、「新市庁舎の基本方針」について審議いただくための事務局素案です。
- 2 「基本方針」は「理念」を踏まえたうえで、新市庁舎を整備するに当たっての基本的方向性を示すものとなり、「機能」は方向性ごとに想定される具体的な役割や機能、設備を例示するものです。
- 3 基本方針（素案）として挙げた4項目は、「新市庁舎構想検討会議報告書」（令和4年2月）のほか、令和4年度に開催した新市庁舎のあり方に関する「市民会議」と「有識者等懇話会」の意見を踏まえて作成したものです。
- 4 機能については、「想定される機能」を例示しました。今後の技術の進化や状況の変化を踏まえながら、新市庁舎整備基本計画や設計の段階で決定するものです。

【調査審議のポイント】

- ・ 方向性の捉え方
- ・ 表現方法の過不足、修正
- ・ 例示機能の過不足

【今後の進め方】

調査審議いただいた事項を踏まえ、事務局において修正します。その後、審議会の最終確認を経て、「新市庁舎整備基本構想（案）」として、審議会の答申とします。

※ 基本方針や想定される機能は、今後の調査審議により、見直も想定しています。（本日の審議会が最終決定ではなく、今後の調査審議の中で、振り返ってご意見をいただく機会を予定しています。）

2 基本方針

基本理念の実現に向けた新市庁舎の基本的な方向性を次の4項目とし、これを基本方針とします。また、現時点で想定される具体的な機能を例示します。

(1) 行政サービス拠点

多様な行政ニーズに対応し、誰もが安心して利用できる質の高い行政サービス拠点

《想定される機能(例示)》

- ・ 国際基準の案内サイン、自動音声案内、点字付き案内板、ピクトグラム
- ・ 車椅子が利用しやすい広さのエレベーター、エスカレーター
- ・ プライバシーに配慮した相談ブースの設置
- ・ 多機能トイレ
- ・ 充実した防犯システム
- ・ ワンストップ窓口や書かない窓口の設置
- ・ 総合窓口案内（コンシェルジュ）
- ・ 多様な市民ニーズに対応できる設備(キッズスペースの配置や各種相談窓口の設置)

(2) 防災拠点

あらゆる災害への対応、市民の安全安心を守る防災拠点

《想定される機能(例示)》

- ・ 中層階以上への自家発電装置や太陽光発電設備の配備
- ・ 情報設備、情報通信設備が充実した災害対策本部
- ・ 耐震や免震に対応した構造・設備
- ・ 災害時における官民が連携した情報発信機能
- ・ 一時避難者の受け入れ機能や備蓄保管設備

(3) DX/GX拠点

市民の多様なライフスタイルや職員の働き方に柔軟に対応したDX/GX(デジタルトランスフォーメーション※/グリーントランスフォーメーション※)の推進拠点

《想定される機能(例示)》

- ・ オープンフロア
- ・ フリーアドレス
- ・ デジタルへの柔軟な対応ができる可変性や多様性を備えた機能
- ・ インターネットによる手続きやリモート窓口
- ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備
- ・ 寒暖や自然採光、雨水などを活用した庁舎管理
- ・ CLT(直交集成板)等の新技術の採用

※ DX(デジタルトランスフォーメーション)

「ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

※ GX(グリーントランスフォーメーション)

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させる経済社会システム全体の変革のこと。

(4) 交流/情報拠点

多様な主体が交流し、情報が集まり、発信しながら、にぎわいにつながる交流・情報拠点

《想定される機能(例示)》

- ・ 情報発信設備を取り入れた市民ステーション
- ・ 市民が利用できる多目的ホール
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れた議場
- ・ 様々な場面にフレキシブルに使える空間
- ・ 眺望のよい展望施設
- ・ ATM、コンビニエンスストア、食堂

【議事3】新市庁舎の規模

新市庁舎の規模（資料5）について

【本資料の位置付け】

1 本資料は、今後、「新市庁舎の規模」に関する事務局素案を作成するために、庁舎の規模算定の考え方等について整理したものです。

数値については現在精査しているところであるため、暫定値となっております。

2 新市庁舎の規模として、集約する部署や面積のほか駐車場の必要台数について、整理しています。

【審議のポイント】

- ・ 庁舎規模算定の考え方（集約する部署、テレワーク率など）
- ・ 駐車場設置について

【今後の進め方】

本日、調査審議いただいた事項を踏まえ、第4回審議会において事務局素案を提示し、調査審議いただきます。その後、事務局において事務局素案を修正し、審議会の最終確認を経て、「新市庁舎整備基本構想（案）」として、審議会の答申とします。

1 新市庁舎の規模

新市庁舎に必要なかつ適正な規模（延床面積）の算定に影響する項目について、次のとおり整理するものとする。

庁舎の規模については、他市の新市庁舎整備の検討の際に一般的に使用されている、「総務省地方債同意等基準運用要綱」に基づいて、職員の人数をベースとした試算により算定する。ただし、職員数のテレワーク率による補正及び一人当たり面積の換算率の補正（職員アンケート結果及び現状を踏まえた補正）を行い、庁舎規模の算定を行うこととする。

(1) 新市庁舎へ集約する部署

ア 新市庁舎への集約の考え方

現市庁舎の課題の一つである「庁舎の分散」を解消し、市民の利便性や業務の効率性の向上が図られるよう、部署の集約を行う。

上下水道局については災害・事故対応の迅速性を確保するため、集約の対象としない。また、各支所についても、市民の利便性を確保するため、集約の対象としないこととする。

なお、集約後の各分庁舎の取り扱いについては、地域住民の利便性を低下させないように配慮しつつ、機能の配置や活用について検討を進めることとする。

イ 集約対象とする部署

(単位：人)

現庁舎名	室・部名等	職員数(会計年度職員含む)
本庁舎	市長公室	60
	総務部	81
	財政部	153
	市民部	190
	交流推進部	53
	保健福祉部	139
	建設部	129
	会計課	14
	議会事務局	14
	選挙管理委員会事務局	5
若園町分庁舎	環境部	50
	農林部	56
	商工労働部	33
内丸分庁舎	保健福祉部	85
	市民部	13
	盛岡城復元調査推進室	6
愛宕町分庁舎	総務部	14
	建設部	18
	農林部	1
保健所庁舎	こども未来部	106
	保健所	89
	ワクチン接種事務局本部	16
都南分庁舎	教育委員会事務局	111
	農業委員会事務局	11
	監査委員事務局	7
	都市整備部	124
合計		1,578

・集約対象としない部署

上下水道局本庁舎	上下水道局	146
玉山分庁舎	玉山総合事務所	85
都南分庁舎	都南総合支所	37
各支所、その他庁舎外施設		

※「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期期計画(平成28年度～令和17年度)」

長寿命化を図る大規模改修など大きな経費を要する前に、庁舎を段階的に集約する。

※「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期期計画(平成28年度～令和8年度)」

庁舎は、市庁舎、都南総合支所、玉山総合事務所の3施設及び保健所への機能集約に取り組む。

(2) 職員数

職員数については、人口や政策などにより変動が考えられ、将来の職員数を推定することは困難であることから、庁舎規模の算定に当たっては、令和5年4月1日時点における集約対象部署の職員数1,578人(暫定値)をベースとして算定することとする。

なお、基本計画等の段階では、DX推進や働き方改革の進捗状況を踏まえ、職員数について精査していくこととする。

(3) テレワーク(TW)率の設定

今後のデジタル化の推進や働き方の改革を進めることにより、執務スペースのあり方も変化していくこととなる。職員のテレワークの導入もその一つであり、職員の一定数が在宅勤務等になることで、事務スペースの縮小が可能となり、コンパクトな庁舎整備につながるものとなる。そこで、庁舎の規模を算定するに当たり、一定のTW率を当てはめることとする。

基本計画等の段階では、DX推進や働き方改革の進捗状況を踏まえ、TW率を精査することとする。

※ TW率の設定及び考え方

各課及び職員アンケート(令和5年5月実施)の結果、現時点で可能と判断されるTW率は20%と算定された。将来的には、今回算定された20%という数値に近づけることは不可能ではないが、現状においては、テレワーク実施に係るシステム環境や職員の業務規定が十分に整備されていないため、今後実施のための環境整備や職員の意識改革も必要な状況にあること、また一方で、来庁者の利便性の向上を図るうえで、対面対応の重要性も考慮していくべきことなども踏まえ、現時点では10%と設定する。

なお、基本計画等の段階では、DX推進や働き方改革の進捗状況を踏まえ、TW率を精査することとする。

(4) 「総務省地方債同意等基準運用要綱」での職員一人当たり面積における換算率の補正

職員一人当たりの執務面積について、「総務省地方債同意等基準運用要綱」では、役職者には一般職員よりも広い執務面積が必要という前提のもと換算率が設定されている。

盛岡市では、部長級職員の執務室は打ち合わせスペースを含めた個室であるが、次長級職員の執務スペースは課長級以下の職員と同様に各課内に配置されているなど、総務省基準とは異なる状況にあることから、各課及び職員アンケート(令和5年5月実施)の結果を踏まえて、換算率を修正するものである。

	総務省基準		補正後		一人当たり 面積の差 (a)-(b)
	換算率 ①	面積(a) ※①×4.5(m ²)	換算率 ②	面積(b) ※②×4.5(m ²)	
特別職	20	90.0 m ²	20.0	90.0 m ²	0.0
部長級	9	40.5 m ²	7.07	31.9 m ²	8.6
次長級	9	40.5 m ²	4.44	20.0 m ²	20.5
課長級	5	22.5 m ²	2.94	13.2 m ²	9.3
課長補佐級・係長級	2	9.0 m ²	1.87	8.4 m ²	0.6
その他	1	4.5 m ²	1	4.5 m ²	0.0

なお、基本計画等の作成の際には、改めて盛岡市としての事務室の面積の確保の基準を整理するものとする。

(5) 会議室について

課題の一つである会議室の不足について、今回の規模の算定においてはTWの推進と同様に、会議についてもオンライン化が進むことなどを踏まえて、TW率を反映させているが、今後の基本計画などの策定においては、庁舎内外の会議室の設置状況、利用状況について精査し、改めて検討を行うこととする。

<各課及び職員アンケート調査>

- ・趣 旨：新庁舎整備におけるDX化等による規模削減効果等を導出すること
- ・実施時期：令和5年5月
- ・対 象：集約想定がされる部署82課とその職員
- ・回 答 数：各課アンケート82（回収率100%）、職員アンケート1,061（回収率60%）
- ・アンケート内容及び結果

(ア) 各課の①窓口・相談対応業務、②窓口・相談対応業務以外の内勤業務、③外勤業務の業務割合を特定した上で、②窓口・相談対応業務以外の内勤業務のうち、TW実施環境が整った場合においても登庁しなければならない業務の割合を確認することで、TW実施可能な人員数及びTW率について算出を行った。

$$\text{TW率} = (\text{②窓口・相談対応業務以外の内勤業務割合}) \times (1 - \text{登庁業務割合}) + (\text{③外勤業務割合}) = \underline{\underline{36\%}}$$

- (イ) 職員が自身の希望する頻度でTWを実施した場合のTW率は 22%
- (ウ) 換算率が2以上の職級役員について、総務省の換算率の適正性について確認
- (エ) その他自由記載欄を設け、職員の意見を確認した。（参考資料2参照）

(6) 規模の算定

上記を踏まえ、「総務省地方債同意等基準運用要綱」に基づき、職員数の補正（TW率による補正）及び換算率の補正（職員アンケート結果及び現状を踏まえた補正）を行い、庁舎規模の算定を行った。

なお、倉庫等の面積の算出に当たって必要となる職員数については、事務所や会議室・トイレ等と異なり、登庁者の人数によらず、庁内の業務量に基づき確保されるべきと考えられることから、補正を行わないものとした。

室名	必要面積	職種	人数(人)	TW率による補正人数	換算率	単位面積(m ² /人)
事務所	630	特別職	7	(7)	20.00	4.5
	636	部長級	20	(20)	7.07	4.5
	639	次長級	32	(32)	4.44	4.5
	807	課長級	61	(61)	2.94	4.5
	2,912	課長補佐級・係長級	384	346	1.87	4.5
	2,898	その他	715	644	1.00	4.5
	1,454	会計年度任用職員	359	323	1.00	4.5
①事務所計	9,976		1,578	1,433		
②倉庫	1,612	①事務所計 [※] 12,399×13%			×13%	
③会議室、トイレ等	10,031	職員数 [※] 1,433×7.0				×7.0
④玄関等通行部分	8,648	①+②+③			×40%	
⑤議事堂(控室等含む。)	1,330		38			×35.0
合計	31,597	⇒32,000 m²				

※②倉庫の面積は、TW率による補正を行わない職員数(1,578人)及び総務省基準の換算率(補正しない。)で算出するため、①事務所計 12,399 m²×13%とする。

⇒ **新市庁舎の規模を 32,000 m²(暫定値) とする。**

※一人当たり面積 20.28 m² (登庁職員一人当たり面積 22.33 m²)

【参考】総務省同意基準による算出(職員数の補正(TW率、換算率)を行わない場合)

室名	必要面積	職種	人数(人)	換算率	単位面積(m ² /人)
事務所	630	特別職	7	20	4.5
	810	部長級	20	9	4.5
	1,296	次長級	32	9	4.5
	1,373	課長級	61	5	4.5
	3,456	課長補佐級・係長級	384	2	4.5
	3,218	その他	715	1	4.5
	1,616	会計年度任用職員	359	1	4.5
①事務所計	12,399		1,578		
②倉庫	1,612	①事務所計 [※]			×13%
③会議室、トイレ等	11,046	職員数			×7.0
④玄関等通行部分	10,023	①+②+③			×40%
⑤議事堂(控室等含む。)	1,330		38		×35.0
合計	36,410				

<参考>

・集約化の対象となる建物(本庁舎本館、本庁舎別館、愛宕町分庁舎、内丸分庁舎、若園町分庁舎、保健所庁舎)の延床面積の合計

＝アセットマネジメントの観点から見た、削減される見込みの面積

建物延床面積 32,409.45 m²・・・①

※ただし、都南総合支所において集約対象としている都市整備部や教育委員会事務局等のスペースに、都南地区保健センター及び都南歴史民俗資料館が移転、廃止解体の計画があり、将来的にはその分 1,172.3 m²（合計で 33,581.75 m²）が削減される見込みである。

- ・新市庁舎構想検討会議報告書（令和4年2月）時点（職員数は令和3年4月1日時点）
 庁舎延床面積 約 33,300 m²・・・②
 約 36,300 m²・・・③
- ・今回の算定結果（（職員数は令和5年4月1日時点）
 庁舎延床面積 約 32,000 m²
 ⇒①と比較し-409 m²、②と比較し-1,300 m²、③と比較し-4,300 m²となる。

2 駐車場の規模

(1) 来庁舎用駐車場台数

※ 来庁舎者用の駐車場台数については現在調査を進めており、その結果に基づき、附置義務台数を下回らないように駐車場台数を設定する。

また、整備エリアによって既存駐車場の機能を維持する必要がある場合には、エリア比較項目の条件として明らかにしていくものとする。

(例：●●エリアにおいては敷地内にある既存駐車場の機能を維持する必要があり、計●●台分の駐車場を整備する必要性が想定される。)

(2) 公用車駐車場台数

令和5年4月1日時点の公用車台数から、123台とする。

※集約部署が保有し、各庁舎の車庫に駐車している台数。

駐車場所	台数		駐車場所	台数
愛宕町分庁舎	68台	➡	新市庁舎	123台
内丸分庁舎	5台			
若園町分庁舎	9台			
旧肴町分庁舎	8台			
保健所庁舎	14台			
都南分庁舎	25台			
管財課	(1台)			
都市整備部	(13台)			
教育委員会	(7台)			
都南総合支所	(1台)			
くらしの安全課	(3台)	都南分庁舎	6台	
玉山分庁舎	47台	管財課	(1台)	
その他の施設	176台	教育委員会	(1台)	
計	352台	都南総合支所	(1台)	
		くらしの安全課	(3台)	
		玉山分庁舎	47台	
		その他の施設	176台	
		計	352台	

3 必要敷地面積について

1 及び 2 の検討結果に基づいて、新市庁舎として必要な敷地面積を想定する。実際に建物を整備する場合には、敷地によって定められた建ぺい率、容積率の条件を満たすことが必要である。

基本構想においては個別の敷地ではなく、エリアを選定することとしているため、建ぺい率、容積率については、各エリアの実際の状況(建ぺい率 40~80% 容積率 400~600%)を考慮して、建ぺい率 60%、容積率 500%の条件のもと、三つの広さの面積を設定するものである。

- ① 8,000 m²・・・ 庁舎及び駐車場を整備するのに最低限度必要となる面積。ただし、建物が一定程度高くなる。敷地内への付帯施設等の設置はできない。
- ② 12,000 m²・・・ 建物の高さを抑制しつつ、庁舎及び駐車場を整備するのに必要となる面積。付帯施設等の設置には検討を要する。
- ③ 15,000 m²・・・ 建物の高さを抑制しつつ、庁舎及び駐車場を余裕をもって整備するため必要となる面積。付帯施設等の設置についても対応が可能となる。

【議事 4】整備エリア

整備エリア（資料6）について

【本資料の位置付け】

- 1 本資料は、今後、3つの整備候補エリアについて、比較評価する方法を例示するものです。
- 2 資料にある比較評価項目（例示）は、新市庁舎整備基本構想策定支援業務を委託している㈱日本総合研究所の提案を基に市が作成していますが、本日の審議会のほか、議会や庁内の意見を参考にしながら調整するものです。

【調査審議のポイント】

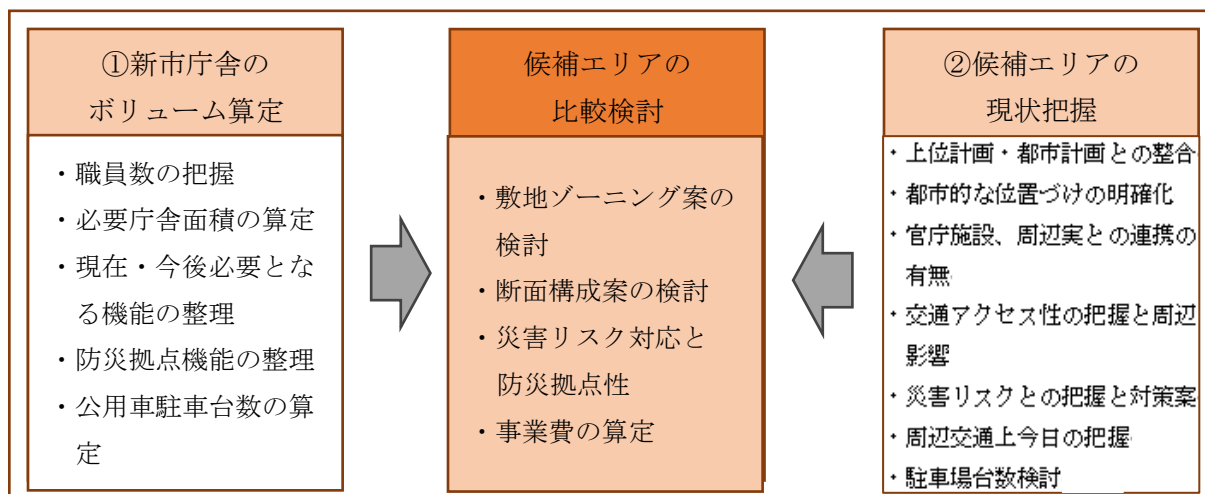
- ・比較評価の方法や評価比較項目の適正性
- ・評価点における重要度

【今後の進め方】

本日、調査審議いただいた事項を踏まえ、第4回審議会においてさらに深掘りいただきます。その後、審議会における具体的な比較評価を経て事務局において事務局素案を作成し調査審議いただきます。最終的には、審議会の確認を経て「新市庁舎整備基本構想（案）」として、審議会の答申とします。

1 比較評価方法

- ・新庁舎の整備エリアの検討に当たっては、
 - ① 庁舎の規模や必要機能等を考慮した「新市庁舎のボリューム算定」と、
 - ② 候補地の都市計画の位置付けや災害リスク・駐車台数検討等による「候補エリアの現況把握」を行い、各候補エリアの比較・評価を実施する。
- ・「新市庁舎のボリューム算定」により、建物形状・敷地配置による敷地ゾーニングや、建物の用途構成がわかる断面構成案を検討する。
- ・また、「候補エリアの現況把握」により、エリアの都市的な位置付けや周辺施設との連携を考慮するとともに、交通、災害などの影響も把握した計画とする。
- ・エリアごとに付加される整備条件を整理し、条件達成のために必要な項目、数値等を算出する。



2 比較評価項目(例示)

各比較項目について、各エリアで想定される要素をもとに、必要となる「調査・検討事項」を設定し、比較項目、調査検討事項において、「比較・評価方法」を抽出することによって、各整備エリアのポイントを明確にします。

比較評価項目		調査・検討事項	比較・評価方法	
A	まちづくりへの影響	上位計画・都市計画	都市計画マスタープランや上位計画の位置づけより、候補地の位置づけを確認する。都市計画、環境影響評価より、敷地の制約条件を確認する。	上位計画や公共施設のあり方を整理し、施設整備による「将来のまちづくりの方向性」と合致しているかを比較・評価する。
		周辺環境への影響	景観、歴史、交通について、現況と今後の方針を確認する。	施設整備による周辺への影響や課題について整理し、「まちのあり方」について、比較・評価する。
		官公庁・周辺施設との連携	官公庁施設、周辺施設の現況、集積について確認する。	施設整備による周辺施設との連携について整理し、「連携効果」を比較・評価する。
		経済的効果	エリアごとの市庁舎が整備された場合の経済効果について整理する。	
B	市民利便性 - 交通アクセス	公共交通・歩行者環境	公共交通機関によるアクセス性や利便性について確認する。バスを利用して市役所を訪れることができる人口をメッシュデータ等から算出する。歩行者環境の利便性・回遊性について確認する。	バス路線カバー圏人口（バス停から半径 300m 圏内）を算出し市民の利便性を比較・評価する。歩行環境と合わせて、「利便性・回遊性・経済波及」を比較・評価する。
		自動車交通	幹線道路からのアクセス、周辺の道路状況、周辺駐車場について、現況を確認する、駐車台数の検討を行い、移転により交通需要の変化がもたらす周辺道路への影響を確認する	現駐車台数、大規模開発関連交通計画マニュアル等を参考に、最大駐車台数を検討する。施設整備による交通量増加等の影響について、「周辺道路の混雑状況等」により比較・評価する。

比較評価項目		調査・検討事項	比較・評価方法	
C	災害リスク・ 防災拠点性	洪水・水害	ハザードマップより、エリアの洪水・水害リスク状況を確認する。	エリアでの洪水・水害に対する。「リスク状況と、安全性の確保方策」も含め、比較・評価する。
		地震・液状化 火山 噴火	ハザードマップより、エリアの地盤状況、地震・液状化、火山噴火のリスク状況を確認する。	エリアでの地震・火山噴火に対する「リスク状況と、安全性の確保方策」も含め、比較・評価する。
		災害対応・ 防災拠点・ 輸送手段	災害時の物資輸送状況や周辺の防災拠点施設を確認し、エリアの位置づけを確認する。災害時に業務維持を可能にする機能の整理を行う。	防災拠点施設として業務維持を可能にする機能について、東日本大震災での経験を活かし、「項目、必要レベル（優先順位）」について比較・評価する。
D	敷地・配置	用地取得可能性 取得時期	必要と想定される敷地面積の土地の確保の可能性、取得の見込まれる時期を確認する。	エリアごとに「確保できる広さの用地」を示すのと併せ、「取得の見込まれる時期」について比較評価する。
		敷地ゾーニング	建物規模算定により、建物配置ゾーニングを検討し、候補エリアでの敷地規模・建物規模の課題を整理。	モデル建物や駐車場を配置した「敷地ゾーニング図」を作成し、具体的に課題を比較・評価する。
		駐車場配置・ 動線 計画	附置義務台数断定、最大利用時の駐車台数の想定による、候補地による駐車場確保可能台数や、エリアアクセス動線を確認・検討する。	候補エリアにおける「駐車場配置・方策」を検討する。 (平面駐車場・立体駐車場)、周辺交通に配慮した「車両動線・車両誘導計画」を比較・評価する。
E	事業への影響	事業費算定	エリア特有の条件も加味し、候補地による事業費を算定する。	エリアによる「事業費の差」を比較・評価する。
		事業工期	計画検討工期・設計工期、工事工期等、引っ越しなどのステップごとの工期を算出する。	ステップごとの状況、新庁舎の供用開始時期を含めた「全体事業工程」を比較・評価する。
F	その他	シンボル性	(エリアにおける歴史や開発経緯、開発コンセプトを確認する。)	

比較評価イメージ(例示)

比較評価項目	重要度	エリア A	エリア B	エリア C
まちづくりへの影響		△ or 2	△ or 2	◎ or 5
市民利便性 - 交通アクセス		△ or 2	○ or 4	△ or 2
災害リスク・防災拠点性		◎ or 5	△ or 2	△ or 2
敷地・配置		× or 0	△ or 2	○ or 4
事業への影響		△ or 2	△ or 2	× or 0
その他		△ or 2	◎ or 5	○ or 4
総合評価				

【議事 5】 今後のスケジュール

	開催日	審議事項等	備考
第 1 回	4 / 27	・ 会長等選出、基本構想の諮問 ほか	
<u>※全協①</u>	<u>5 / 18</u>	新市庁舎整備の検討状況について	
第 2 回	6 / 28	・ 審議会の開催経過（前回審議会の振返り） ・ 市議会への説明及び意見等（5 / 18全協経過報告） ・ 現市庁舎の現状と課題① ・ 新市庁舎の機能① ・ 基本理念及び基本方針①	
<u>※全協②</u>	<u>7 / 18</u>	新市庁舎整備の検討状況等について	
第 3 回	7 / 27	現市庁舎の現状と課題②、新市庁舎の機能②、 基本理念及び基本方針②、 新市庁舎の規模①、整備エリア①	
第 4 回	8 / 27	新市庁舎の規模②、整備エリア②、事業費及び財源①	
第 5 回	9 / 27	新市庁舎の整備エリア③、事業費及び財源②、事業手法	
<u>※全協③</u>	<u>9 / 下旬</u>		
第 6 回	10 / 下旬	新市庁舎の整備エリア④、答申（素案）	
<u>※全協④</u>	<u>10 / 下旬</u>		
第 7 回	11 / 中旬	答申（案）（※）11月末に市長へ答申	
第 8 回	1 / 中旬	パブリックコメントの状況、基本構想（案）の修正	
<u>※全協⑤</u>	<u>1 / 下旬</u>		
第 9 回	2 / 月上旬	基本構想の確認	

江戸川区新市庁舎整備における防災対策

1 江戸川区について

総人口 約 69 万人

東京都 23 区の東南端に位置し、荒川、中川、新中川、旧小戸川、江戸川等多くの河川に囲まれている。

平成 24 年度から新庁舎整備について検討がはじめられ、平成 26 年に議会で「庁舎移転問題検討特別委員会」を設置、平成 31 年に新市庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会を設置した。令和 2 年 3 月に基本方針・基本計画が、令和 4 年 12 月に基本設計方針が示されている。

事業スケジュール

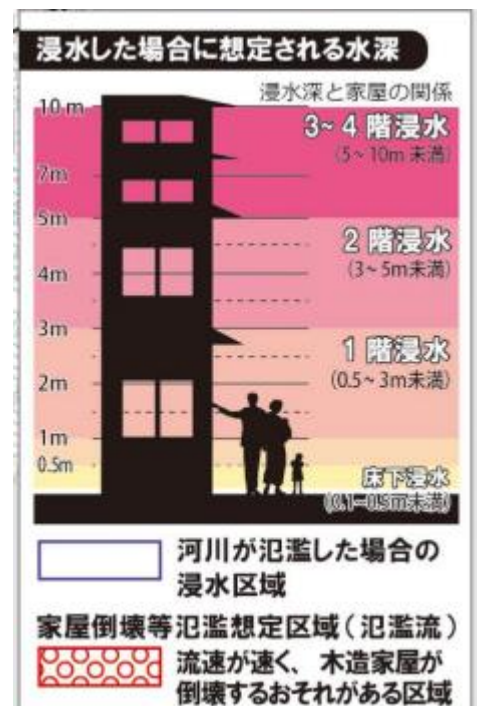
当事業の進捗は以下のとおりです。令和 2 年度に策定された「基本構想・基本計画」の与条件を検討して「基本設計方針」をとりまとめました。今後は「基本設計」で技術的な検証を行い基本設計図を作成します。



2 ハザードマップ(江戸川区 HP より 令和 5 年 4 月時点)



総雨量 690 mm 時間最大雨量 158 mmを想定



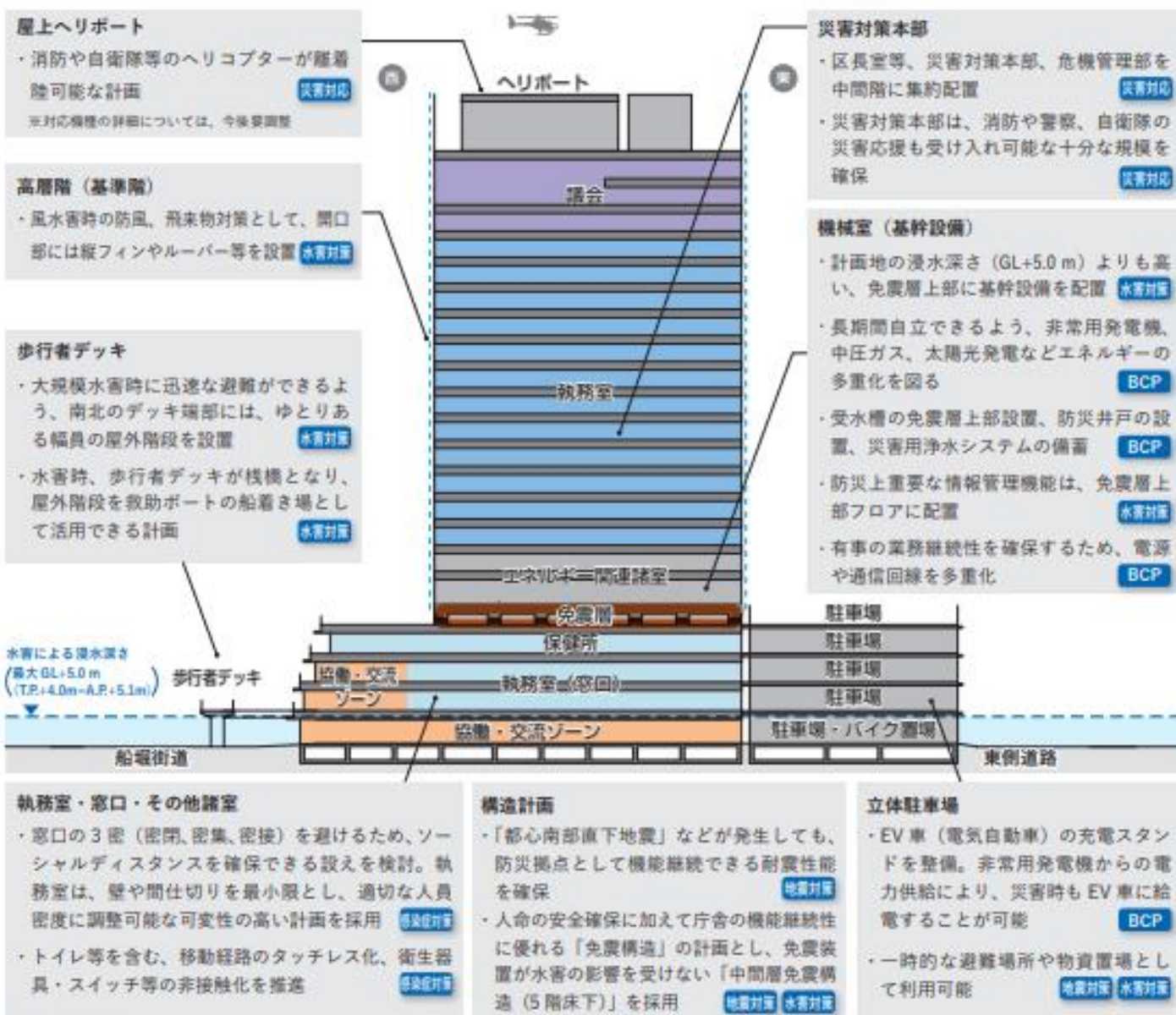
3 新市庁舎における災害対策(江戸川区新市庁舎基本設計方針概要版より)

基本理念1 ▶「災害対応の拠点」として70万区民を守る、たくましい庁舎

設計方針 1

これからの100年を支える日本一の防災庁舎

- 迅速な指令系統を構築する、災害対策機能を効率的に配置します。
- 地震・水害に備える「中間層免震構造」を採用します。
- 水害の影響を受けない2階以上に主要機能を配置します。



■ 断面イメージ

水害による浸水の最大高5メートル以下の場所には水没の可能性を想定した施設を配置し、窓口、執務室は2階以上としている。また免震装置、エネルギー関係設備についても水没しないように配置するなど、建物構造上の災害対応を行う設計としている。

● 長期間の自立運用を見据えたバックアップ機能を構築します。

各インフラの継続期間		大地震時のエネルギー等運用フロー					
● 超長期間の自立運用可能		▼災害発生					
電力	・中圧ガス供給可能 ⇒100%電力を維持 ・中圧ガス供給途絶時（備蓄燃料7日間分） ※以降は給油車にて給油（水害時は浸水解消後、給油車にて対応可能）	エネルギー等運用フロー（ライフラインの確保）	平常時	初動期 ～1日	短期 ～3日	中期 ～1週間	長期 ～1ヶ月
		電源	電力会社より受電 中圧ガス運転	電力	非常用発電機（デュアルフューエル）（中圧ガス） ※中圧ガス途絶時 非常用発電機（備蓄油）：100%運用（7日間）		
飲料水	・災害用浄化システム、受水槽の残水利用により確保 （給水車・ボート・ヘリによる補給も可能）	飲料水	上水	災害用浄化システム			
			雑用水	防災井戸より汲み上げ			
雑用水	・防災井戸からの汲み上げ、受水槽の残水利用により確保 （給水車・ボート・ヘリによる補給も可能）	雑用水	上水	受水槽内の残水利用・備蓄水（ペットボトル）3L/人（7日間分）		給油車にて給油	
			雑用水	受水槽内の残水利用 30L/人・日（7日間分）		給水車にて対応	
排水	・緊急排水槽、備蓄携帯トイレにより対応	下水	緊急排水槽 30L/人・日（7日間分）				汚水搬出
空調	・業務エリアは全て維持						

大規模水害時（洪水・高潮氾濫）のエネルギー等運用フロー

エネルギー等運用フロー（ライフラインの確保）		平常時	初動期 ～1日	短期 ～3日	中期 ～1週間	長期・超長期 ～1ヶ月程度以上	
電源	電力会社より受電 中圧ガス運転	電力	非常用発電機（デュアルフューエル）（中圧ガス） ※中圧ガス途絶時 非常用発電機（備蓄油）※負荷調整により、1週間後も運用				給油車にて給油
		上水	災害用浄化システム		受水槽内の残水利用・備蓄水（ペットボトル）3L/人（7日間分）		ボート・ヘリによる支給（水） 給水車にて対応
雑用水	防災井戸より汲み上げ	雑用水	受水槽内の残水利用 30L/人・日（7日間分）		ボート・ヘリによる支給（水） 給水車にて対応		
		下水	緊急排水槽 30L/人・日（7日間分）		備蓄携帯ボート・ヘリ仮設トイレ等（7日間分）（携帯トイレ） ボート・ヘリによる支給にて対応		

■ 新庁舎のバックアップ機能の方針（災害時のエネルギー等運用フロー）

※ 100%の業務継続運用を想定していますが、職員数や業務内容により変動するため、検討を継続します。
 ※ 水害時の給油車・給水車については、水が引いてからの運用

防災対策の詳細については、荒川区新市庁舎基本設計方針本編 7P～16P
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/45184/hosinzenpen.pdf>

職員アンケート回収件数 : 1,042件

うち、自由記載欄回答件数 : 618件

※分類方法：記載内容が複数項目に該当する場合、該当する項目すべてにカウントしたもの。

例) ●●エリアで民間施設と合築して欲しい。→「整備エリア」と「複合化」で集計。

分類	労働環境				庁舎整備									福利厚生等			その他	計
	項目	執務室・会議室	業務用端末	デジタル化	その他	整備エリア	デザイン フロア配置	来庁者駐車場 駐輪場	公用車駐車場	集約化・分散化	環境対応	複合化	防災 セキュリティ	その他	福利厚生 (食堂 等)	職員駐車場	保育施設	
件数	131	28	43	58	160	89	131	40	63	5	39	45	61	65	67	17	47	1,095
割合 (N=618)	22%	5%	7%	10%	26%	15%	22%	7%	11%	0.8%	7%	8%	10%	11%	11%	3%	8%	

【意見例】

- ・市民が歩き回らなくていい部署の配置が必要。
- ・事業所内保育施設があると子育て世代が働きやすくなると思う。
- ・ホールや体育館、図書館やカフェなど、様々な機能を併せ持った、親しみを持ってもらえる施設が欲しい。
- ・限られた全体予算からの捻出を検討するためには、市全体の事業の長期的な見直しが不可欠。
- ・職員用の休憩スペースが欲しい。
- ・フレキシブルに間取りを変更できるという。
- ・執務室が狭く、会議室も不足している。
- ・市民から駐車場が利用しづらいとの苦情をよく受けるため、大型駐車場を整備して欲しい。



